字削除

字加入

|  |
| --- |
| 農地法第５条第１項の規定による許可申請書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日青森県知事　宮　下　宗一郎　殿 |
|  | 申請者住所 | 氏　　名 |
| 譲受人 |  |  |
| 譲渡人 |  |  |
| 下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第５条第１項の規定により許可を申請します。 |
| １　許可を受けようとする土地の所在等 |
| （市町村名）三戸郡五戸町 | 地目 | 面積（㎡） | 所有権以外の使用収益権が設定されている場合 | 市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別 |
| 大字 | 字 | 地番 | 登記簿 | 現況 | 権利の種類 | 権利者の氏名又は名称 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　　　　　　　　　　　　　計　　　　　　　　㎡　（田　　　　㎡・畑　　　　　㎡・採草放牧地　　　㎡） |
| ２　転用計画 |
| (1)　転用の目的 | 用　　途 | 事由の詳細 |
|  |
| (2)　事業の操業期間又は施設の利用期間 | 令和　　　年　　　月　　　日から　　　　　　　　　年間 |
| (3)　転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要 | 工事計画 | 第１期（着工　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで） | 第２期（着工　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで） | 合　　計 |
| 名称 | 棟数 | 建築面積（㎡） | 所要面積（㎡） | 棟数 | 所要面積(㎡) | 棟数 | 建築面積(㎡) | 所要面積(㎡) |
| 土地造成 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 建 築 物 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 工 作 物 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 小　　計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ３　契約の内容 |
| 権利の種類 | 権利の設定・移転の別 | 権利の設定・移転の時期 | 権利の存続期間 | その他 |
|  | 設定・移転 |  |  |  |
| ４　資金調達についての計画（具体的に事業費及びその調達方法、金額を記載すること。） |
|  |

字削除

字加入

|  |
| --- |
| ５　転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要 |
|  |
| ６　その他参考となるべき事項 |
| * 都市計画法第２９条の開発許可及び同法第４３条第１項の建築許可を要しないものである。

　　 法第２９条第　　号該当法第４３条第１項第　　号該当* 都市計画法第２９条の開発許可を要するものである。

　　 法第３４条第　　号該当 |
| 記載注意　(1)　当事者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載する。　(2) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたる場合等で、工事期間が区分できるときは工事計画を期別に記載する。 |

|  |
| --- |
| 指令第　　　　　号　農地法第５条第１項の規定により次のとおり条件を付して許可します。　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県知事　　宮　下　宗一郎　許可の条件１　申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。　 ２　許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から３か月後及びその後１年ごとに工事の進捗状況を、また、許可に係る工事が完了したときはその旨をそれぞれ農業委員会を経由して遅滞なく報告すること。〔教　　示〕１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、青森県知事に審査請求書（同法第１９条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、青森県を被告として（訴訟において青森県を代表する者は青森県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。　　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。注　意　事　項　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第５１条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。 |